

瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 介護予防訪問サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第40条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条—第43条）

第3章 生活支援訪問サービス

第1節 基本方針（第44条）

第2節 人員に関する基準（第45条・第46条）

第3節 設備に関する基準（第47条）

第4節 運営に関する基準（第48条—第80条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第81条—第83条）

第4章 介護予防通所サービス

第1節 基本方針（第84条）

第2節 人員に関する基準（第85条・第86条）

第3節 設備に関する基準（第87条）

第4節 運営に関する基準（第88条—第120条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第121条—第124条）

第5章 生活支援通所サービス

第1節 基本方針（第125条）

第2節 人員に関する基準（第126条・第127条）

第3節 設備に関する基準（第128条）

第4節 運営に関する基準（第129条—第161条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第162条—第165条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1項に規定する事業のうち、次に掲げる事業の人員、設備及び運営に関

する基準について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 介護予防訪問サービス
- (2) 生活支援訪問サービス
- (3) 介護予防通所サービス
- (4) 生活支援通所サービス

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び実施要綱において使用する用語の例による。

- (1) 介護予防支援事業者 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (2) 介護予防訪問サービス指定事業者 市が指定した介護予防訪問サービスを提供する事業者をいう。
- (3) 生活支援訪問サービス指定事業者 市が指定した生活支援訪問サービスを提供する事業者をいう。
- (4) 介護予防通所サービス指定事業者 市が指定した介護予防通所サービスを提供する事業者をいう。
- (5) 生活支援通所サービス指定事業者 市が指定した生活支援通所サービスを提供する事業者をいう。
- (6) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (7) 介護予防訪問サービス基準額 利用料の算定について、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱（以下「費用の額に関する基準要綱」という。）に定める介護予防訪問サービス基準の例により算定した費用の

額（当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）

(8) 生活支援訪問サービス基準額 利用料の算定について、費用の額に関する基準要綱に定める生活支援訪問サービス基準の例により算定した費用の額（当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）

(9) 介護予防通所サービス基準額 利用料の算定について、費用の額に関する基準要綱に定める介護予防通所サービス基準の例により算定した費用の額（当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）

(10) 生活支援通所サービス基準額 利用料の算定について、費用の額に関する基準要綱に定める生活支援通所サービス基準の例により算定した費用の額（当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）

(11) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。

(12) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。

（事業の一般原則）

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 第1条に掲げる事業は、次に掲げる者であつて、サービスの利用により生活機能の維

持、向上等を図ることが適切であることを介護予防支援事業者が実施する法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業により必要であると認められたものが利用するものとする。

(1) 法第32条第6項の規定により要支援認定をされた者

(2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）で定める基本チェックリストにより第1号事業のサービスの提供を受けることができる基準に該当した者

4 指定事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望に応じて明確な目標を定め、サービスを提供することにより、利用者の地域における自立した日常生活への移行が図れるよう努めなければならない。

第2章 介護予防訪問サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 介護予防訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、法第115条の45第1項1号に規定する居宅要支援被保険者等の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 介護予防訪問サービス指定事業者が、介護予防訪問サービスを行う事業所（以下この章において「事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（介護予防訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の

事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下この章及び第3章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下この章及び第3章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防訪問サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら介護予防訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 介護予防訪問サービス指定事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 介護予防訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第7条又は旧指定介護予防サービス等基準第7条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を第4項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護予防訪問サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護予防訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護予防訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用する電子計算組織に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護予防訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護予防訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護予防訪問サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち介護予防訪問サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を受けた介護予防訪問サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 介護予防訪問サービス指定事業者は、正当な理由なく介護予防訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 介護予防訪問サービス指定事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の介護予防訪問サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定の有無、省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当（以下「事業対象者資格」という。）の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者資格の有無の判断（以下「要支援認定等」という。）を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者資格の有無の判断（以下「認定申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、認定申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該認定申請等が行われるよう必要な支援を行わなければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（第1号事業に関する知識を有する職員が介護予防サービス・支援計画（第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）の作成のために介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた第1号事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、

他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 介護予防訪問サービス事業者は、介護予防訪問サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者が省令第140条の62の4のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第16条 介護予防訪問サービス指定事業者は、利用者に係る介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画の変更の援助)

第17条 介護予防訪問サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 介護予防訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨

を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスを提供した際には、当該介護予防訪問サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスを提供した際には、提供した具体的な介護予防訪問サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 介護予防訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問サービスに係る介護予防訪問サービス基準額から当該介護予防訪問サービス指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問サービスに係る介護予防訪問サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護予防訪問サービス指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 介護予防訪問サービス指定事業者は、前項の費用の額に係る介護予防訪問サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該介護予防訪問サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第21条 介護予防訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した介護予防訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 介護予防訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護予防訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に介護予防訪問サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 介護予防訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や介護予防訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他介護予防訪問サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第26条 介護予防訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第27条 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 介護予防訪問サービス指定事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問サービスを提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問サービスを提供しなければならない。

3 介護予防訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第29条 介護予防訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 介護予防訪問サービス指定事業者は、事業所の見やすい場所に、第26条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の介護予防訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護予防訪問サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 介護予防訪問サービス指定事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者及びその従業者に対する利益供与の禁止)

第33条 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者による介護予防訪問サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 介護予防訪問サービス指定事業者は、提供した介護予防訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護予防訪問サービス指定事業者は、提供した介護予防訪問サービスに関し、法第115条の7第1項及び法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護予防訪問サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 介護予防訪問サービス指定事業者は、提供した介護予防訪問サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護予防訪問サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場

合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市が実施する事業への協力)

第35条 介護予防訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 介護予防訪問サービス指定事業者は、利用者に対する介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護予防訪問サービス指定事業者は、利用者に対する介護予防訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第37条 介護予防訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 介護予防訪問サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、利用者に対する介護予防訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第42条第1項第2号に規定する介護予防訪問サービス計画

(2) 第19条第2項に規定する提供した具体的な介護予防訪問サービスの内容等の記録

(3) 第23条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第39条 介護予防訪問サービス指定事業者は、当該介護予防訪問サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に介護予防訪問サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、前項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該介護予防訪問サービスを受けていた者であって、当該介護予防訪問サービス事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護予防訪問サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な介護予防訪問サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者、他の介護予防訪問サービス指定事業者、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第40条 介護予防訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、瀬戸市暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防訪問サービスの基本取扱方針)

第41条 介護予防訪問サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 介護予防訪問サービス指定事業者は、自らその提供する介護予防訪問サービスの質の

評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常に改善を図らなければならない。

- 3 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して介護予防訪問サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 介護予防訪問サービス指定事業者は、利用者が有する能力を最大限に活用することができるような方法による介護予防訪問サービスの提供に努めなければならない。
- 5 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防訪問サービスの具体的取扱方針)

第42条 訪問介護員等の行う介護予防訪問サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な介護予防訪問サービスの内容、介護予防訪問サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画を作成した際には、当該介護予

防訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護予防訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、介護予防訪問サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって介護予防訪問サービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画に基づく介護予防訪問サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する介護予防訪問サービスの提供状況等について、当該介護予防訪問サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防訪問サービス計画に記載した介護予防訪問サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該介護予防訪問サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問サービス計画の変更について準用する。

（介護予防訪問サービスの提供に当たっての留意点）

第43条 介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 介護予防訪問サービス指定事業者は、介護予防訪問サービスの提供に当たり、介護

予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、介護予防訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な介護予防訪問サービスの提供に努めること。

- (2) 介護予防訪問サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 生活支援訪問サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第44条 生活支援訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、法第115条の45第1項1号に規定する居宅要支援被保険者等の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、食事の調理、洗濯、掃除、買い物代行その他の生活全般にわたる支援（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第45条 生活支援訪問サービス指定事業者が、生活支援訪問サービスを行う事業所（以下この章において「事業所」という。）ごとに置くべき従事者（生活支援訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が定める研修を修了した者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、当該事業を行うために必要と認められる数とする。

- 2 生活支援訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに、前項の従事者のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。この場合において、当該訪問事業責任者の員数については、利用者の数に応じて

常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が定める研修を修了した者であって、専ら生活支援訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する生活支援訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤の訪問事業責任者を3人以上配置し、かつ、訪問事業責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、訪問事業責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、事業所に置くべき訪問事業責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 生活支援訪問サービス指定事業者が、指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は介護予防訪問サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、生活支援訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業又は介護予防訪問サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準若しくは第5条を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第46条 生活支援訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第47条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、生活支援訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 生活支援訪問サービス指定事業者が、指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は介護予防訪問サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、生活支援訪問サービスと指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護又は介護予防訪問サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第7条又は旧指定介護予防サービス等基準第7条に規定する設備に関する基準若しくは第7条を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第48条 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第66条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織

(同条第4項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該生活支援訪問サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 生活支援訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、

受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 生活支援訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用する電子計算組織に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、生活支援訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、生活支援訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 生活支援訪問サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち生活支援訪問サービス指定事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を受けた生活支援訪問サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第49条 生活支援訪問サービス指定事業者は、正当な理由なく生活支援訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第50条 生活支援訪問サービス指定事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活支援訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の生活支援訪問サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第51条 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定の有無、事業対象者資格の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、生活支援訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第52条 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスの提供の開始に際し、認定申請等が既に行われているかどうかを確認し、認定申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該認定申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第53条 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第54条 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第55条 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者が省令第140条の62の4のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第56条 生活支援訪問サービス指定事業者は、利用者に係る介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った生活支援訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画の変更の援助)

第57条 生活支援訪問サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な

援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第58条 生活支援訪問サービス指定事業者は、従事者等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第59条 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスを提供した際には、当該生活支援訪問サービスの提供日及び内容、当該生活支援訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスを提供した際には、提供した具体的な生活支援訪問サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第60条 生活支援訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する生活支援訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該生活支援訪問サービスに係る生活支援訪問サービス基準額から当該生活支援訪問サービス指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活支援訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、生活支援訪問サービスに係る生活支援訪問サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 生活支援訪問サービス指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において生活支援訪問サービスを行う

場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 生活支援訪問サービス指定事業者は、前項の費用の額に係る生活支援訪問サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該生活支援訪問サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第61条 生活支援訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活支援訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した生活支援訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第62条 生活支援訪問サービス指定事業者は、従事者等に、その同居の家族である利用者に対する生活支援訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第63条 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに生活支援訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第64条 従事者等は、現に生活支援訪問サービスの提供を行っているときに、利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第65条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなけ

ればならない。

- 2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 訪問事業責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 生活支援訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化や生活支援訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等との連携に関すること。
 - (4) 従事者等（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 従事者等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 従事者等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 従事者等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (8) その他生活支援訪問サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第66条 生活支援訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 生活支援訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第67条 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスの事業の運営に当たっては、食事の調理、洗濯、掃除、買い物代行その他の生活全般にわたる支援（身体介護を除く。）を常に総合的に提供するものとし、特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第68条 生活支援訪問サービス指定事業者は、利用者に対し適切な生活支援訪問サービスを提供できるよう、事業所ごとに、従事者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従事者等によって生活支援訪問サービスを提供しなければならない。

3 生活支援訪問サービス指定事業者は、従事者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第69条 生活支援訪問サービス指定事業者は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第70条 生活支援訪問サービス指定事業者は、事業所の見やすい場所に、第66条に規定する運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者の生活支援訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第71条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 生活支援訪問サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第72条 生活支援訪問サービス指定事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者及びその従業者に対する利益供与の禁止)

第73条 生活支援訪問サービス指定事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者による生活支援訪問サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第74条 生活支援訪問サービス指定事業者は、提供した生活支援訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 生活支援訪問サービス指定事業者は、提供した生活支援訪問サービスに関し、法第115条の7第1項及び法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 生活支援訪問サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 生活支援訪問サービス指定事業者は、提供した生活支援訪問サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受

けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 生活支援訪問サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市が実施する事業への協力)

第75条 生活支援訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した生活支援訪問サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第76条 生活支援訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 生活支援訪問サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 生活支援訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第77条 生活支援訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、生活支援訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第78条 生活支援訪問サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 生活支援訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第82条第1項第2号に規定する生活支援訪問サービス計画

(2) 第59条第2項に規定する提供した具体的な生活支援訪問サービスの内容等の記

録

- (3) 第63条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第74条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第76条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第79条 生活支援訪問サービス指定事業者は、当該生活支援訪問サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に介護予防訪問サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 生活支援訪問サービス指定事業者は、前項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該生活支援訪問サービスを受けていた者であつて、当該生活支援訪問サービス事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該生活支援訪問サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な生活支援訪問サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者、他の生活支援訪問サービス指定事業者、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第80条 生活支援訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、瀬戸市暴力団排除条例(平成23年条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(生活支援訪問サービスの基本取扱方針)

第81条 生活支援訪問サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、

計画的に行われなければならない。

- 2 生活支援訪問サービス指定事業者は、自らその提供する生活支援訪問サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して生活支援訪問サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 生活支援訪問サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による生活支援訪問サービスの提供に努めなければならない。
- 5 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(生活支援訪問サービスの具体的取扱方針)

第82条 従事者等の行う生活支援訪問サービスの方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 生活支援訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、生活支援訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な生活支援訪問サービスの内容、生活支援訪問サービスの提供を行う期間等を記載した生活支援訪問サービス計画を作成するものとする。
- (3) 生活支援訪問サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、生活支援訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容につ

いて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- (5) 訪問事業責任者は、生活支援訪問サービス計画を作成した際には、当該生活支援訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 生活支援訪問サービスの提供に当たっては、生活支援訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 生活支援訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、生活支援訪問サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 生活支援訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって生活支援訪問サービスの提供を行うものとする。
- (9) 訪問事業責任者は、生活支援訪問サービス計画に基づく生活支援訪問サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該生活支援訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する生活支援訪問サービスの提供状況等について、当該生活支援訪問サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該生活支援訪問サービス計画に記載した生活支援訪問サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該生活支援訪問サービス計画の実施状況のモニタリングを行うものとする。
- (10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該生活支援訪問サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する生活支援訪問サービス計画の変更について準用する。

(生活支援訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第83条 生活支援訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 生活支援訪問サービス指定事業者は、生活支援訪問サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、生活支援訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な生活支援訪問サービスの提供に努めること。
- (2) 生活支援訪問サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第4章 介護予防通所サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第84条 介護予防通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(介護予防通所サービス従業者の員数)

第85条 介護予防通所サービス指定事業者が、介護予防通所サービスを行う事業所（以下この章において「事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 介護予防通所サービスの提供日ごとに、介護予防通所サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該介護予防通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該介護予防通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 介護予防通所サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 介護予防通所サービスの単位ごとに、当該介護予防通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該介護予防通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）又は指定介護予防通所介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業又は指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防通所サービス又は指定通所介護等若しくは指定介護予防通所介護の利用者。以下同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該事業所の利用定員（当該事業所において同時に介護予防通所サービスの提供を受

けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定に関わらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所サービスの単位ごとに、当該介護予防通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該介護予防通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該介護予防通所サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の介護予防通所サービスの単位は、介護予防通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 介護予防通所サービス指定事業者が、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで若しくは旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第86条 介護予防通所サービス指定事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第87条 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること

3 第1項に掲げる設備は、専ら介護予防通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(介護予防通所サービス指定事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。

5 介護予防通所サービス指定事業者が、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所サー

ビスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで若しくは旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第88条 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第104条に規定する重要事項に関する運営規程の概要、介護予防通所サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者の介護予防通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護予防通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護予防通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護予防通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用する電子計算組織に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を

受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護予防通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護予防通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護予防通所サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち介護予防通所サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を受けた介護予防通所サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第89条 介護予防通所サービス指定事業者は、正当な理由なく介護予防通所サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第90条 介護予防通所サービス指定事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該介護予防通所サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の介護予防通所サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第91条 介護予防通所サービス指定事業者は、利用者から介護予防通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無、事業対象者資格の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防通所サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第92条 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第93条 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利

用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第94条 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第95条 介護予防通所サービス事業者は、介護予防通所サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者が省令第140条の62の4のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第96条 介護予防通所サービス指定事業者は、利用者に係る介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防通所サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画の変更の援助)

第97条 介護予防通所サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第98条 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスを提供した際には、当該介護予防通所サービスの提供日及び内容、当該介護予防通所サービスについて法第

1 1 5 条の 4 5 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスを提供した際には、提供した具体的な介護予防通所サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第 9 9 条 介護予防通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所サービスに係る介護予防通所サービス基準額から当該介護予防通所サービス指定事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所サービスに係る介護予防通所サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護予防通所サービス指定事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、介護予防通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 介護予防通所サービス指定事業者は、第 3 項の費用の額に係る介護予防通所サービ

スの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該介護予防通所サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第100条 介護予防通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した介護予防通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第101条 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護予防通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第102条 介護予防通所サービス従業者は、現に介護予防通所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第103条 事業所の管理者は、当該事業所の介護予防通所サービス従業者の管理及び介護予防通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 事業所の管理者は、事業所の介護予防通所サービス従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第104条 介護予防通所サービス指定事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護予防通所サービス従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所サービスの利用定員
- (5) 介護予防通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 介護予防通所サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第105条 介護予防通所サービス指定事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所サービスを提供できるよう、事業所ごとに介護予防通所サービス従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、事業所ごとに、当該事業所の介護予防通所サービス従業者によって介護予防通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第106条 介護予防通所サービス指定事業者は、利用定員を超えて介護予防通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事業がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第107条 介護予防通所サービス指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に介護予防通所サービス従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第108条 介護予防通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第109条 介護予防通所サービス指定事業者は、事業所の見やすい場所に、第104条に規定する重要事項に関する運営規程の概要、介護予防通所サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者の介護予防通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第110条 事業所の介護予防通所サービス従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、当該事業所の介護予防通所サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護予防通所サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第111条 介護予防通所サービス指定事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者及びその介護予防通所サービス従業者に対する利益供与の禁止)

第112条 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその介護予防通所サービス従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第113条 介護予防通所サービス指定事業者は、提供した介護予防通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護予防通所サービス指定事業者は、提供した介護予防通所サービスに関し、法第115条の7第1項及び法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護予防通所サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 介護予防通所サービス指定事業者は、提供した介護予防通所サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護予防通所サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市が実施する事業への協力)

第114条 介護予防通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなけれ

ばならない。

(事故発生時の対応)

第115条 介護予防通所サービス指定事業者は、利用者に対する介護予防通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護予防通所サービス指定事業者は、利用者に対する介護予防通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第116条 介護予防通所サービス指定事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第117条 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービス従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、利用者に対する介護予防通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第122条第1項第2号に規定する介護予防通所サービス計画

(2) 第98条第2項に規定する提供した具体的な介護予防通所サービスの内容等の記録

(3) 第101条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第113条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第115条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(食料及び飲料水の備蓄)

第118条 介護予防通所サービス指定事業者は、非常災害に備え、利用者及び介護予防

通所サービス従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第119条 介護予防通所サービス事業者は、当該介護予防通所サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に介護予防通所サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 介護予防通所サービス事業者は、前項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該介護予防通所サービスを受けていた者であって、当該介護予防通所サービス事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護予防通所サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な介護予防通所サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者、他の介護予防通所サービス事業者、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第120条 介護予防通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、瀬戸市暴力団排除条例(平成23年条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防通所サービスの基本取扱方針)

第121条 介護予防通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 介護予防通所サービス指定事業者は、自らその提供する介護予防通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して介護予防通所サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 介護予防通所サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による介護予防通所サービスの提供に努めなければならない。
- 5 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防通所サービスの具体的取扱方針)

第122条 介護予防通所サービスの方針は、第84条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な介護予防通所サービスの内容、介護予防通所サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画を作成した際には、当該介護予防通

所サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 介護予防通所サービスの提供に当たっては、介護予防通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、介護予防通所サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって介護予防通所サービスの提供を行うものとする。
- (9) 事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画に基づく介護予防通所サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する介護予防通所サービスの提供状況等について、当該介護予防通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所サービス計画に記載した介護予防通所サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所サービス計画の実施状況のモニタリングを行うものとする。
- (10) 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該介護予防通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所サービス計画の変更について準用する。

(介護予防通所サービスの提供に当たっての留意点)

第123条 介護予防通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所サービスの提

供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な介護予防通所サービスの提供に努めること。

(2) 介護予防通所サービス指定事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う介護予防通所サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第124条 介護予防通所サービス指定事業者は、介護予防通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の介護予防通所サービス従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

第5章 生活支援通所サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第125条 生活支援通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第126条 生活支援通所サービス指定事業者が、生活支援通所サービスを行う事業所（以下この章において「事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「生活支援通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 生活支援通所サービスの提供日ごとに、生活相談員（専ら当該生活支援通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該生活支援通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 介護職員 生活支援通所サービスの単位ごとに、当該生活支援通所サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を、当該生活支援通所サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- 2 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの単位ごとに、前項第2号の介護職員を常時1人以上当該指定生活支援通所サービスに従事させなければならない。
 - 3 第1項第1号の生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとする。
 - 4 第1項第2号の介護職員は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
 - (1) 介護福祉士
 - (2) 介護支援専門員
 - (3) 福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業所において、直近5年間のうち、常勤で2年以上（勤務日数360日以上）業務に従事した者（直接処遇職員に限る。）
 - (4) 市長が定める研修を修了した者
 - 5 生活支援通所サービス指定事業者が、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は介護予防通所サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は介護予防通所サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで若しくは旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満

たさなければならない。

(管理者)

第127条 生活支援通所サービス指定事業者は、事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第128条 事業所には、生活支援通所サービスを提供するために必要な場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに生活支援通所サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の設備は、必要な広さを有するものとし、その面積は、3平方メートルに生活支援通所サービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- 3 第1項の設備は、専ら生活支援通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する生活支援通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（生活支援通所サービス指定事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に生活支援通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。
- 5 生活支援通所サービス指定事業者が、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は介護予防通所サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、生活支援通所サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は介護予防通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで若しくは旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準（第2項に規

定する必要な設備のうち、面積に関する基準は除く。)を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第129条 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第145条に規定する重要事項に関する運営規程の概要、生活支援通所サービス従業者等の勤務の体制その他の利用申込者の生活支援通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 生活支援通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を第4項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該生活支援通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 生活支援通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 生活支援通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用する電子計算組織に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、生活支援通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、生活支援通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 生活支援通所サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち生活支援通所サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を受けた生活支援通所サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第130条 生活支援通所サービス指定事業者は、正当な理由なく生活支援通所サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第131条 生活支援通所サービス指定事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に生活支援通所サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活支援通所サービスを提供する

ことが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の生活支援通所サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第132条 生活支援通所サービス指定事業者は、利用者から生活支援通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無、事業対象者資格の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。

2 生活支援通所サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、生活支援通所サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第133条 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 生活支援通所サービス指定事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第134条 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第135条 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの提供に当たっ

ては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第136条 生活支援通所サービス事業者は、生活支援通所サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者が省令第140条の62の4のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第137条 生活支援通所サービス指定事業者は、利用者に係る介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った生活支援通所サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画の変更の援助)

第138条 生活支援通所サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第139条 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスを提供した際には、当該生活支援通所サービスの提供日及び内容、当該生活支援通所サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス・支援計画又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスを提供した際には、提供した具体的な生活支援通所サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第140条 生活支援通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する生活支援通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該生活支援通所サービスに係る生活支援通所サービス基準額から当該生活支援通所サービス指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 生活支援通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活支援通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、生活支援通所サービスに係る生活支援通所サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 生活支援通所サービス指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) おむつ代

(2) 前号に掲げるもののほか、生活支援通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 生活支援通所サービス指定事業者は、第3項の費用の額に係る生活支援通所サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該生活支援通所サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第141条 生活支援通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活支援通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した生活支援通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を

利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第142条 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに生活支援通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第143条 生活支援通所サービス従業者は、現に生活支援通所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第144条 事業所の管理者は、当該事業所の生活支援通所サービス従業者及び生活支援通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 事業所の管理者は、事業所の生活支援通所サービス従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第145条 生活支援通所サービス指定事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 生活支援通所サービス従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 生活支援通所サービスの利用定員

- (5) 生活支援通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 生活支援通所サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第146条 生活支援通所サービス指定事業者は、利用者に対し適切な生活支援通所サービスを提供できるよう、事業所ごとに生活支援通所サービス従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 生活支援通所サービス指定事業者は、事業所ごとに、当該事業所の生活支援通所サービス従業者によって生活支援通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第147条 生活支援通所サービス指定事業者は、利用定員を超えて生活支援通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事業がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第148条 生活支援通所サービス指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に生活支援通所サービス従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第149条 生活支援通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ

なければならない。

- 2 生活支援通所サービス指定事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第150条 生活支援通所サービス指定事業者は、事業所の見やすい場所に、第145条に規定する重要事項に関する運営規程の概要、生活支援通所サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者の生活支援通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第151条 事業所の生活支援通所サービス従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 生活支援通所サービス指定事業者は、当該事業所の生活支援通所サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 生活支援通所サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第152条 生活支援通所サービス指定事業者は、事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者その生活支援通所サービス従業者に対する利益供与の禁止)

第153条 生活支援通所サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその生活支援通所サービス従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第154条 生活支援通所サービス指定事業者は、提供した生活支援通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるた

めの窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 生活支援通所サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 生活支援通所サービス指定事業者は、提供した生活支援通所サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 生活支援通所サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 生活支援通所サービス指定事業者は、提供した生活支援通所サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 生活支援通所サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市が実施する事業への協力)

第155条 生活支援通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した生活支援通所サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第156条 生活支援通所サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 生活支援通所サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 生活支援通所サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第157条 生活支援通所サービス指定事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、生活支援通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第158条 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービス従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 生活支援通所サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第163条第1項第2号に規定する生活支援通所サービス計画

(2) 第139条第2項に規定する提供した具体的な生活支援通所サービスの内容等の記録

(3) 第142条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第154条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第148条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(食料及び飲料水の備蓄)

第159条 生活支援通所サービス指定事業者は、非常災害に備え、利用者及び生活支援通所サービス従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第160条 生活支援通所サービス事業者は、当該生活支援通所サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
 - (3) 現に生活支援通所サービスを受けている者に対する措置
 - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 2 生活支援通所サービス事業者は、前項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該生活支援通所サービスを受けていた者であって、当該生活支援通所サービス事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該生活支援通所サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な生活支援通所サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者、他の生活支援通所サービス事業者、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第161条 生活支援通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、瀬戸市暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(生活支援通所サービスの基本取扱方針)

- 第162条 生活支援通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 生活支援通所サービス指定事業者は、自らその提供する生活支援通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
 - 3 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して生活支援通所サービスの提供に当たらなければならない。
 - 4 生活支援通所サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用すること

ができるような方法による生活支援通所サービスの提供に努めなければならない。

- 5 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(生活支援通所サービスの具体的取扱方針)

第163条 生活支援通所サービスの方針は、第125条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 生活支援通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、生活支援通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な生活支援通所サービスの内容、生活支援通所サービスの提供を行う期間等を記載した生活支援通所サービス計画を作成するものとする。
- (3) 生活支援通所サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 事業所の管理者は、生活支援通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 事業所の管理者は、生活支援通所サービス計画を作成した際には、当該生活支援通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 生活支援通所サービスの提供に当たっては、生活支援通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 生活支援通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、生活支援通所サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 生活支援通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護

技術をもって生活支援通所サービスの提供を行うものとする。

- (9) 事業所の管理者は、生活支援通所サービス計画に基づく生活支援通所サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該生活支援通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する生活支援通所サービスの提供状況等について、当該生活支援通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該生活支援通所サービス計画に記載した生活支援通所サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該生活支援通所サービス計画の実施状況のモニタリングを行うものとする。
- (10) 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該生活支援通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する生活支援通所サービス計画の変更について準用する。

(生活支援通所サービスの提供に当たっての留意点)

第164条 生活支援通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、生活支援通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な生活支援通所サービスの提供に努めること。
- (2) 生活支援通所サービス指定事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を

伴う生活支援通所サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第165条 生活支援通所サービス指定事業者は、生活支援通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の生活支援通所サービス従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行について必要な準備行為は、この要綱の施行前において行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。